

「京都府文化財保存活用大綱」(中間案)に対する府民のみなさまからの主な意見の要旨と府の考え方

○意見募集期間 令和元年11月7日(木)～11月28日(木)まで

○寄せられた意見 28名から42件の意見をいただきました。

	意見の要旨	府の考え方
文化財保護の関係 19件(調査・指定、防災・防犯対策、維持管理・修理にかかる所有者への助成)		
1	指定、登録を受けるだけでなく、一度、こちらから提示するものを文化財的価値があるかどうか総合的に調査いただきたいと思えます。お墨付きをいただくと保存、管理しやすくなります。	文化財の価値は、資料への専門的知見だけでなく、類似資料との比較など、様々な視点から評価することとなり、一定の期間を要します。 府教育委員会では、地元市町村と連携しつつ、建造物、美術工芸品など、分野毎に調査を実施していますので、多様な情報の提供をお願いしております。 なお、文化財の保管、管理については、その実態に応じた対応を考えることが大切です。さまざまな機会を通じて、関係機関へ御相談していただきますようお願いいたします。 【第4章2(1)、第5章1(2)】
2	私の周辺の寺々にも平安時代の古い仏像等がありますが、多くの住職が「文化財に指定されれば、寺にとって不自由なことが多くなる。ゆくゆくは国の保有となるので、指定されないように努めている」という声をよく聞きます。私はそのようなことはない、私達の経験を話しています。もっと指定のメリット、デメリットを明確にして文化財が劣化しないよう取り組んでいただきたいと思えます。	文化財の指定は、価値を明らかにしてその保護を図るための仕組みです。指定された場合は、所有者・管理者は、文化財の現状を変更する場合は、その価値を守るため、規制をうけることとなります。一方、文化財の価値を維持していくための修理をする場合は、指定をした国や自治体から補助を受けることができます。 府教育委員会では、毎年新規に指定された文化財や修理事業を紹介する冊子を配布しています。また、文化財所有者等を対象に、研修会を開催するとともに、文化財を守り伝えるためのさまざまな情報の周知に今後も取り組んでいきます。 【第4章2(1)、第5章1(4)】
3	文化財を維持、管理する上で、指定、登録等のお墨付きをいただくことはありがたいことです。そうすることで、一般の方にも文化財の重要性がわかり、保存への理解が進むからです。是非進めて下さい。	府では、昭和58年から府文化財保護条例に基づき、文化財の指定・登録を進めてまいりました。また、平成29年に暫定登録文化財の制度も創設しました。 今後も引き続き、文化財の保存・活用の推進に向け、指定・登録・暫定登録を進めていきます。 【第4章2(1)、第5章1(2)】
4	今、一番心配しているのが、仏像等の盗難や放火です。寺坊では民間のセキュリティに依頼していますが、支出も多く、さらに防犯カメラを取り付けたいのですが、財政上むずかしい状況です。	文化財の防火・防犯対策には、さまざまな取組が考えられます。適切な対策を講じるためには、知識を習得し、リスクを把握することが大切です。例えば、防犯対策の充実のためには、防犯カメラ以外にも、防犯センサーや防犯灯などもあり、保管・管理の現状を踏まえた対策を講じる必要があります。 府教育委員会では、毎年、文化財所有者等を対象に、研修会を開催し、財政的な支援も含め文化財を守り伝えるためのさまざまな情報の周知に取り組んでいます。 【第5章1(4・5)】

5	<p>文化財修理を業務としていますが、建造物装飾の修理場所の管理は各業者に任されている状況です。防火、防犯対策等に大変気を使っています。</p>	<p>建造物装飾修理は、漆塗り、彩色、丹塗り、錆金具制作修理などの繊細で高度な技術を必要とするものです。数多くの経験と錬磨を経た技能者・技術者が、安全で適切な環境の下で、作業を行う必要があります。扱う素材の性質上、特殊な作業環境を必要とする場合があるため、消防署などの指導を受け、防火対策を進めていただくことが大切です。また、自ら施設のリスクの把握に取り組み、設備の点検や更新、万が一の場合の対策などに注意を怠らないようにしていただく必要があります。</p> <p>府教育委員会では、毎年、文化財の防災対策の必要性を広く周知するため、文化財の関係者を対象に研修会を開催し、警察署及び消防部局等と連携して、最新の情報等をお伝えしています。</p> <p>【第7章5・8】</p>
6	<p>原子力災害における文化財の避難、保全についてもっと具体的に取り組むべきである。</p>	<p>原子力災害時における屋内で保管されている持ち出し可能な文化財につきましては、家屋等の遮蔽効果等により屋内保管で放射性物質の付着等を防ぐことができ、また、ビニール等により覆うことで防護することができます。</p> <p>避難等につきましては、放射性物質から住民を守る対策を優先させていることにご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>【第7章3】</p>
7	<p>古い道具や古文書は、地域の「講」で関わる各家に分散して保管しております。しかし各家の代が変われば散逸する可能性があります。また、粗末な衣装ケースで保管しているところもあり、どのように管理すれば良いのか、教えて頂きたいです。個人で保管していますと、火事や盗難、紛失、損傷が心配です。</p>	<p>地域における古い道具や古文書等の管理は、文化財所有者により、実態に応じさまざまであります。一般に多量の古文書等を管理する場合は、各資料とそれを収納する箱などに番号をつけ、所在場所や形状、内容等を記した目録の作成が望まれます。また、収納の方法やその環境についても、その実態に応じた方法を専門家にうかがうことをおすすめします。</p> <p>府教育委員会では、毎年、文化財の防災対策の必要性を広く周知するため、文化財の関係者を対象に研修会を開催し、警察署、消防部局等と連携して、最新の情報等をお伝えしていますので、ご活用ください。</p> <p>【第5章1(4、5)】</p>
8	<p>文化財の活用のためにはまず、修理体制を整え、修理の人材・技術の育成をする。文化財を常駐でケアする人材の育成。病院のシステムに例えるなら修理業者を大病院と考え、それ以外に各施設にかかりつけ医のような存在をつくる。</p>	<p>活用のための文化財の保存対策につきましては、多様な文化財の保管・管理の実態に応じた対応を考える必要があります。また、文化財を保護・継承していくためには、伝統的な技術と高度な技能、豊富な経験を備えた技能者が必要です。</p> <p>府教育委員会では、これら技能者の研修に積極的に協力するなど、府内の文化財修理の体制整備の促進に向け支援していきます。</p> <p>【第5章3】</p>

9	<p>活用よりも文化財そのものが失われていくのをどう守るかが先決ではないでしょうか。急務なのは、劣化して朽ち果てていく文化財をどう守るか。疲弊する所有者をどう救うか。まずは「文化財保護」への規定や改善をお願いします。</p>	<p>過疎化・少子高齢化の進行、近年の自然災害の増加など、文化財を取り巻くさまざまな課題がみられる中、所有者や管理者のみでは、文化財を適切に保護・継承することは困難になると考えられています。</p> <p>府教育委員会では、これからの地域の文化財の保存活用は、より多くの人たちが関わる環境を創出することが重要と考えています。今後は、これまで以上にその取組を促進させ、文化財所有者への支援の充実を図っていきます。</p> <p>【第3章1・2、第4章2(1・2)】</p>
10	<p>文化財保存・活用ということですが、ややもすると「まちづくり」「地域おこし」での活用に重点がおかれているように思えます。しかしこれらに力を入れすぎると場合によっては文化財の保存に支障をきたす恐れがあります。それだけでなく間違った認識を生み出すことが考えられます。</p> <p>また観光客が増えすぎて、遺跡の損壊等が現実におこっています。正しい公開方法がないままに進んでしまった結果でしょう。文化財とはなにかということを広く教育してゆくことが第一であり、このための文化財の保存・活用であると考えます。</p>	<p>文化財の活用はその適切な保存が前提です。文化財にかかるリスクを十分に検討し、公開にあたり、対策を講じておく必要があります。</p> <p>府教育委員会では、次代を担う子どもたちを含めた多くの人たちが、文化財の価値や魅力を共有できる場が創出されるようさまざまな取組を進めていきます。</p> <p>【第4章2(4)、第5章4(1・2)】</p>
11	<p>寺に隣接する高速道路の拡幅工事の計画があり、騒音も増大するものと思われます。そこで、静かな環境を保つためにも、遮音壁の設置を要望しているのですが、なかなか聞き入れてくれません。騒音から文化財の環境を守るといことも文化財保存の大きな責務ではないかと思っています。</p>	<p>車の走行から生じる騒音や振動が文化財に与える影響は、その環境に応じてさまざまと考えられます。その影響を把握した上で、実態に応じた適切な保護措置を検討していくことが望まれます。</p> <p>これからの地域の文化財の保護は、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが大切と考えられます。</p> <p>府教育委員会では地域の人たちが、文化財の保存と活用に積極的に関われる環境の創出に取り組んでいきます。</p> <p>【第5章1(4・5)、2】</p>
12	<p>文化財保護法改正後の文化財の保存・活用が文化財の発展のための取り組みであれば、文化財そのものの現状把握がなされ、現状維持のための対策や、補修・修復などの文化財の劣化への対策があり、所有者のひっ迫した文化財所有にかかる問題調査がなされることが必要だと思えます。</p>	<p>府教育委員会では文化財の価値を守るため、文化財の巡視や維持管理・保存修理事業への助成など、文化財所有者・管理者への支援に努めています。</p> <p>また、文化財の保管管理を行う博物館・資料館等の関係機関とも連携し、文化財所有の実態を情報共有するなど、その把握に取り組んでいきます。</p> <p>【第5章1(2・4・5)】</p>
13	<p>多くの人々に文化財を保護する意識が必要です。保護・愛護の精神を培ってからでないとその意識の継承、文化財そのものの継承すら難しいと思います。</p>	<p>多くの人々が文化財を保護する意識を培うには、文化財の魅力を発信し、守り伝えることの重要性を普及啓発していくことが大切です。</p> <p>府教育委員会では地域の人たちが、文化財の保存と活用に積極的に関われる環境の創出に取り組んでいきます。</p> <p>【第5章2、4(1・2)】</p>

14	<p>景観重要建造物に指定されて12年、文化財に指定され8年が経過しました。塀や屋根を修復し、それに対し補助金をいただき、それなりに助かりました。しかし、預金退職金等は使い果たし、これ以上の保存修理の費用捻出は限界にきています。経済的な負担が大きいことから子どもたちの代に引き継ぐのは不可能です。</p> <p>文化財を個人で保有する場合は、せめて土地の相続税の減免、土地の固定資産税の軽減、補助割合の引上げなど、税制、財政措置を充実させてほしい。</p>	<p>近年の文化財の防災対策や維持管理、修理事業に伴う経済的な負担の増大により、所有者・管理者の負担緩和のための枠組みづくりも課題の一つといわれています。</p> <p>府教育委員会では、所有者が行う文化財の修理、維持管理に係る事業に関して、財政支援を行うことに加え、所有者の実態に応じた方法をとともに考えていくこととしています。</p> <p>また、これからの文化財の保護・継承を念頭に、地域の人たちが積極的に関わる環境の創出に、取り組んでいるところです。</p> <p>なお、固定資産税の課税主体は所在する市町村、相続税の課税主体は国であり、それぞれ法令等により定められていますので、御理解ください。 【第3章1、2、第5章1(4)】</p>
15	<p>消防署より土蔵(指定文化財)に火災報知器を設置するよう指摘されたが、負担額が大きく困っている。もともと火気のない耐火造りの建物に、火災報知器の設置が指導されたもので、何か特例でもないだろうか。</p>	<p>文化庁が示す国宝・重要文化財(建造物)ガイドラインでは、消防法令上、原則として、消火器又は簡易消火用具及び自動火災報知設備を設置しなければならないとなっています。なお、このガイドラインでは、各文化財の火災のリスクなど、防火に関する専門的な見地からの意見を総合的に勘案して検討し、実施していくことが必要としています。</p> <p>府教育委員会では、文化財の所有者による防火・防災・防犯対策に係る事業に関して、所有者の実態に応じた方法をとともに考えていくこととしています。 【第5章1(4)、第7章8】</p>
16	<p>地域だけでの負担で文化財を守ることは難しい状況にあり補助金等の充実をお願いしたい。</p>	<p>近年の文化財の防災対策や維持管理、修理事業に伴う経済的な負担の増大により、所有者・管理者の負担緩和のための枠組みづくりも課題の一つといわれています。</p>
17	<p>過疎化・少子高齢化が一層進む中で、地域の貴重な文化財を将来にわたって保護していくためには、自助努力に限界がある。行政は維持管理に係る補助率を大幅に引上げて積極的に支援すべき。</p>	<p>府教育委員会では、所有者が行う文化財の修理、維持管理に係る事業に関して、財政支援を行うなど、所有者の実態に応じた方法をとともに考えていくこととしています。</p>
18	<p>指定文化財を所有していますが、文化財としての修理修復は、指定の業者で行うこととなり、高額です。自己負担額も多くなり、一般の方の寄進や信徒等による支援も期待できない状況の中、現状を維持していくのも大変です。</p>	<p>なお、補助金については、各補助要項に基づき、予算の範囲内で交付していますので、必要となる予算の把握と確保に取り組んでいきます。 【第3章1、第5章1(4)】</p>
19	<p>市民の意識の向上が何より大切であり、文化財修理の補助金の予算を増やし、修理等を実施しやすいようにしてほしい。</p>	<p>多くの人々が文化財を保護する意識を培うには、文化財の魅力を発信し、守り伝えることの重要性を普及啓発していくことが大切です。</p> <p>府教育委員会では、文化財の修理、維持管理、防火・防災・防犯対策に係る事業に関して、さまざまな情報発信を行うとともに、適切に財政支援を行えるよう、必要となる予算の把握と確保に取り組む、所有者の実態に応じた方法をとともに考えていきます。 【第4章2(2)、第5章1(4)】</p>

文化財の活用の関係 11件(文化財の管理・活用、普及啓発、人材育成)

20	<p>文化財を取り巻く現状と課題にあるとおり、高齢になったせいだ。実際の地域の人間関係や交流、親交は日常の中にはなく、会話もない。そのため、地域の方々が文化財(家屋)への関心はあるように思えない。具体的にどのようにしていけばよいか。</p>	<p>これからの文化財の保存と活用は、地域全体で文化財を守り伝えていくため、地域の実態に応じたさまざまな仕組みを考えていく必要があります。たとえば、文化財を公開し、その魅力を発信して多くの方々に関心をもってもらうことも、保存活用を進める一つの方法と考えられます。</p> <p>府教育委員会としては、市町村や地域と連携し、さまざまな取組に積極的に協力していきます。</p> <p>【第5章1(4)、2】</p>
21	<p>各地域の文化祭開催に合わせ、個人所有及び寺社所有等の美術品等の文化財展示をするなど、各地域にスポットを当てて文化財を活用できないだろうか。</p>	<p>さまざまな機関と連携し、多くの人たちが文化財の価値や魅力を共有する場を提供することは、重要です。</p> <p>一方、文化財をイベント等で公開するにあたっては、公開のリスクやその対策を十分に検討し、専門家の意見を聞くことが必要な場合があります。そのため、地元の教育委員会等の文化財部局とも連携して進める必要があります。</p>
22	<p>住職をしているので、村人から美術品を見て欲しいと言われることがあります。地域で知られていない著名な方の作品を文化財関係のイベントの開催など文化財に興味関心が高まる時期に合わせて公開できるようにしていくべきかと思えます。</p>	<p>府教育委員会では、文化財の普及啓発を進め、その魅力が創出され、適切な活用が進むよう取り組んでいきます。</p> <p>【第4章2(4)、第5章4(1・2)】</p>
23	<p>貴重な文化財を守るための諸費用の確保と文化財を有意義に活用できる環境が伴っていない。将来的に文化財を有意義に活用する為のアドバイスをいただきたい。</p>	<p>文化財の活用には、さまざまな目的や方法があります。より多くの人たちに文化財の価値や魅力を伝える普及啓発、学校教育や社会教育との連携、観光資源や地域活性化のための活用の取組などです。これらは、文化財の保護・継承を支える新たな環境をつくりだす上においても、重要な役割を担っています。</p> <p>文化財の活用は、適切な保存が前提ですが、その環境整備をおこなっていくためには、さまざまな視点による検討を踏まえることも重要です。府教育委員会ではそれらの助言、指導に努めることとしています。</p> <p>【第4章2(4)、第5章4(1・2)】</p>
24	<p>地域の文化財の保護・活用のためには、地域の文化財の綿密な調査を実施し、その文化財的価値や文化財の意味について、地域住民が高い認識をもつように努めなければならない。又、文化財の維持活用と地域の活性化とは一体であり、地域の活性化が進まなければ、文化財の保護も衰退していく。文化財の活用によっても地域を活性化していくことも重要な課題である。</p>	<p>地域の人たちが文化財の保存・活用について高い意識をもつためには、文化財の価値を認識し、その取組に積極的に関われる環境づくりを進めることがもっとも重要です。</p> <p>府教育委員会では、地域にとって価値のある文化財の調査を進め、その活用に係るリスクも十分検討した上で、活用の促進に努めることで、多くの人たちが文化財の価値や魅力を共有できる環境を生み出すとともに、文化財の適切な保護・継承に取り組んでいきます。</p> <p>【第4章2(4)、第5章1(1・2)、4(1・2)】</p>

25	<p>文化財の所在する地域の人々にもっと情報発信し、その魅力を伝えるべきではないか。地域住民との連携を強め、防災意識を徹底し、地域全体で守り、継承する意識を持つようにする。</p>	<p>文化財に関する情報発信は今日、調査研究、指定登録、保存修理、展示公開、防災対策、地域活性化、観光振興など、さまざまな分野において、多岐にわたるものとなっています。</p> <p>府教育委員会では、地域の人たちが文化財を身近に感じ、地域全体で文化財を守り伝えていけるような情報発信や普及啓発の取組みを、これまで以上に進めていきます。</p> <p>【第5章2、4(1・2)】</p>
26	<p>2「基本的な方針」について、文化財を保護や活用の対象としてだけでなく、一人ひとりのライフ・ワークに関わり、寄り添っていくものとしてとらえ、文化財を生かす多面性を強調してはどうかと思います。具体的には、日常の風景やまちづくり以外にも、生涯学習や体験、健康(ウォーク)や福祉(心のケア)といった面、あるいは観光のみでなく関係人口といった面でもその価値を見出してみることです。</p>	<p>本大綱は、文化財の保存・活用を図るための基本的な方針を示し、府と市町村が共通した方向性の取組を進めることを目指しています。地域には、そこで育まれてきたさまざまな文化財があり、それらをこれからどのように活用していくかは、地域にゆだねられることになると考えます。</p> <p>改正文化財保護法では、府内の各市町村で文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という)を定めることができるとされています。多様な文化財の実態に応じたさまざまな活用の方法については、それらの計画を策定する中で検討されていくことになると思われます。</p> <p>なお、府教育委員会では市町村における地域計画の策定を支援することとしています。</p> <p>【第1章1・2、第4章1・2(4)、第6章2】</p>
27	<p>文化財は、人々に正しい歴史を知らせる生きた教材であり、そのために広く公開し、保存してゆくものであります。また、歴史解明の手段に終わらず、その結果を人々に伝え、正しい歴史認識をもつ人を育成する「人づくり」という教育の観点に、もっと力を注ぐべきです。</p>	<p>文化財の保存と活用を促進するためには、次代を担う子どもたちを含めたより多くの人たちが、文化財の価値や魅力を共有する環境を創出することが重要です。</p> <p>府教育委員会では、学校教育や社会教育と連携して、子どもたちが地域の歴史や文化を理解するため、歴史体験教室、市町村や学校、地域などへの出前授業など、地域の文化財の普及啓発を進めています。</p> <p>【第4章2(2・4)、第5章4(1)】</p>
28	<p>社寺の文化財を公開する場合は、観光では無く、宗教的施設において文化・作品に触れる機会であるという認識を周知する事が必要。教育の場としての側面を前に押し出し、同時に拝観者、観覧者を「お客様」と連呼することはやめるべきではないか。</p>	<p>社寺の所有者が文化財を公開し、その価値や魅力を共有する場を提供することは、文化財保護行政を推進していく上で、極めて重要な意味をもっています。</p> <p>このような機会を設け、見学者が地域によって守り伝えられてきた文化財を後世に継承していく重要性を理解することが大切です。</p> <p>府教育委員会では、文化財の活用を促進するため、次代を担う子どもたちを含めたより多くの人たちが、文化財の価値や魅力を共有する環境を創出する取組を進めています。</p> <p>【第4章1、2(2・4)、第5章4(1)】</p>

29	<p>伝承は地域の個々の家々にもあるはずであり、早晩失われてしまいます。それを残すためには、オーラルヒストリーの手法を使って蒐集する必要があります。地域の文化財を保存・継承していくためには、小学校・中学校・高校での地域の歴史や文化についての教育が必要です。無形のものや技術的なものについては同じものを伝える必要はなくて時代に応じて変化していくと思いますが、いまの状態をDVDなどに記録しておくことは重要だと思います。</p>	<p>地域の文化財を保護・継承していくためには、多様な文化財に応じた調査の体制、手法(聞き取りや映像による記録を含む。)を講じる必要があります。さらに、関係団体や研究機関とも連携を進め、地域にとって価値のある文化財を明らかにし、公開活用することが望ましいと考えられます。</p> <p>また、文化財を子どもたちにとって、より身近なものとして感じてもらうため、学校教育や社会教育と連携して文化財を活用し、その普及啓発を図る取組を進めることも重要です。</p> <p>府教育委員会では、文化財の調査、指定を進め、子どもたちが、地域の文化財に接し、体験できる教育の機会を積極的に設けるよう努めています。</p> <p>【第4章2(1・2)、第5章1(1・2)、2】</p>
30	<p>文化財保護法が改正され、各市町村などで地域計画が作成できることとなりました。文化財に関する専門知識を有する人材の登用・育成が急務であります。修復・修理、保存に関するアドバイスができる専門知識を有する職員や職人らの確保と育成が必要であります。専門的な知識や技術も必要であるので、数年単位での担当者変更はなるべく行わないで欲しいです。</p>	<p>これからの文化財保護行政には、専門的な知識、技術をもって、文化や産業・観光部局、教育委員会が相互に連携し、文化財の保存活用促進を支援する人材が必要となります。また、伝統的な修理の知識や技術をもつ技能者の育成も重要です。</p> <p>そのためには、長期的視野に立った人材育成の計画や技能等の資質向上に向けた研修の促進が求められます。</p> <p>府教育委員会では、文化財の専門的人材の育成が図られるよう、市町村、博物館、大学等と連携を深め、求められる人材の確保・育成を図っていきます。また、修理の技能者の人材育成のための研修についても、積極的に支援していきます。</p> <p>【第5章3、5(1・2)】</p>
<p>その他 12件(文化財保護指導委員、市町村への支援、寄付、大綱の内容・表現など)</p>		
31	<p>さまざまな文化財保存・活用の実施にあたって、市町村の文化財保護委員や京都府の文化財保護指導委員がイニシアチブを発揮することができる措置を取るべきではないかと思えます。</p>	<p>府教育委員会では、府文化財保護指導委員に対し、毎年説明会等を開催し、市町村の担当者との連携を進め、地域の文化財の保存活用に積極的に関わられるよう今後も一層取組を進めていきます。</p> <p>また、市町村の文化財保護委員の活動も促進されるよう、求めに応じて支援していきます。</p> <p>【第5章5(3)】</p>

32	<p>小規模な市町村では、文化財の専門的人材の確保、育成は難しく、さらに、修理にかかる補助についても、厳しい財政状況にあります。これらの状況を京都府ももっと把握すべきです。</p>	<p>これまでから、府教育委員会では市町村が推進する文化財保護行政の取組について、修理・整備事業、文化財保護を支える技術の継承、文化財の公開など、その実態に応じてさまざまな面から支援してきました。</p> <p>これからも一層、連携を深め、市町村支援の取組を継続していきます。</p> <p>【第6章1(2～5)】</p>
33	<p>文化財の活用の必要性や保存への取組が消極的と思える市町村があります。まずは文化財の所在する市町村が、文化財の保存・活用の意義を理解するべく、京都府が指導すべきと思います。</p>	<p>府内のすべての市町(組合)で文化財保護条例が制定され、文化財保護審議会(委員会)が設置されています。この附属機関は、域内に所在する文化財の保存活用に関する重要な事項を審議することになっており、各市町(組合)が適切に文化財保護行政を推進していけるよう、重要な役割を果たしてきました。また、今後も、その役割は変わらないものと考えています。</p> <p>府教育委員会では、これまでから、市町(組合)が推進する文化財保護行政に対し、さまざまな面から支援してきました。また、府内における適切な文化財の保存と活用が一層推進されることを目的に、「京都府文化財保活用大綱」の策定に向け取り組んできたところです。今後も、市町村が地域計画を策定し、事業に取り組むにあたり、求めに応じて、積極的に支援していきます。</p> <p>【第1章2、第6章1(2～5)、2、別添資料8】</p>
34	<p>京都府におきましては「ふるさと寄附金」にて、文化財の保存にあてるしくみがあるようですが、実際寄附をされた方は自分の浄財がどのように役立っているのか実感しにくいように思います。近い将来「文化財保護寄附アプリ(自分が好きな「推し文化財」に寄附することで、一層の保存向上や情報拡散をはかるなど)」のようなものがあれば、もっと文化財保護を身近に感じて頂けるように思います。</p>	<p>寄附いただいた方には、全員に寄附金の用途を報告する内容の冊子「文化財通信」を送付しています。補助金を支出した事業の紹介のほか、所有者からの感謝の言葉を掲載しております。京都府が文化財保護を実施するに当たり、重視していることの一つに、支援の平等性があります。このため、補助先については専門家会議に諮り、決定しているところです。</p> <p>また、ふるさとチョイスやネットバンキングからの寄附を可能にするなど、寄附者の利便性向上を図っておりますが、御意見も踏まえ、引き続き検討を進めていきます。</p> <p>【第1章1、第5章1(4)】</p>
35	<p>文化財の保全にかかる費用は文化財所有者の大きな負担であり、その負担を軽減する仕組みを作ることを強く求めます。広く民間から文化財擁護のための寄付、募金を募るべきです。また、文化財への寄付については免税、顕彰そのほかの優遇措置を講じるべきです。</p>	<p>所有者の負担軽減に向けては、国指定、府指定・登録・暫定登録、未指定のいずれにも補助金があります。また、ふるさと納税を活用した「文化財を守り伝える京都府基金」、企業版ふるさと納税を活用した「文化レジリエンス事業」等により、広く民間からの寄附を募っているところです。</p> <p>【第1章1、第5章1(4)】</p>

36	<p>大綱中間案を拝読した上で思いますことは、文化財に関わる主体は住民＝府民なのではないかということです。行政文書になじまないかとも思いますが、大綱に理念として国民主権を明示することは大切であると考えます。</p>	<p>「京都府文化財保存活用大綱」(以下「本大綱」)では、これからの文化財保護行政の在り方、方向性を示すことが大切と考えています。</p> <p>本大綱は、広い見地から文化財の保存と活用の基本的な方向性等を定め、これを明確化することで、府内における適切な文化財の保存と活用が一層促進されることを目的として、府教育委員会が策定したものです。</p> <p>これにより、文化財の保存・活用を図るため、市町村が策定する「地域計画」の指針と京都府が講ずる措置を示し、府と市町村が共通した取組を進めることを目指しています。</p> <p>文化財保護法では、「文化財は貴重な国民的財産」とその一面を明確に定義しています。</p> <p>本大綱では、目指すべき将来像として、「府内各地で守り育てられた文化財が、地域に愛され、誇りとして適切に保護・継承されていること」としています。そのためには、これからの文化財保護行政において、文化財の保存と活用に、より多くの地域の人たちが関わる環境をつくりだしていくことが必要とし、市町村が地域計画を策定するための指針を示しています。</p> <p>【第1章1・2、第4章】</p>
37	<p>「目指すべき将来像」について、標語は、文化財が適切に保護・継承されていることとしているが、本文は、今後の文化財保護行政は文化財の保存と活用により多くの地域の人たちが関わる環境をつくりだしていくことと述べている。つまり、主語は文化財なのか、保護行政なのか。文化財の将来像はいつまでも生き続ける(輝き続ける)ことであり、そのために人は、その価値を見出し維持・継承し、さらに人や環境の変化に対応されていくことだと思えます。そして文化財保護行政は、その推進の手立てを講じることはないかと思えます。第4章の将来像について考え方と文章の整理をお願いします。</p>	<p>本大綱は、文化財の保存・活用を図るための基本的な方針を示し、府と市町村が共通した方向性の取組を進めることを目指しています。</p> <p>今日ある多種多様な文化財が長い歴史の中で守り育てられてきたのは、文化財所有者をはじめとする多くの人たちの弛まぬ支援と努力によるものといえます。</p> <p>府内には、文化財の保存活用に関わっているさまざまな機関や団体があります。文化財所有者・管理団体に加え、地域ごとに活動している愛護会や郷土史会などの団体、伝統的な行祭事等を担う団体、文化財の維持管理、修理に関わる事業者、観光資源や地域活性化のために文化財を活用する団体など、さまざまです。</p> <p>今後の文化財の保存活用のためには、地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくりが必要であり、そのためには、これまで個別に関わってきた方々の意見やその内容をしっかりと把握し、今後の方向性を示すことが重要と考えています。</p> <p>【第1章1、第4章1・2(2)】</p>
38	<p>大綱の性格上やむを得ないと思われるが、もう少し「文化財」の多様性に目配りが必要ではないか。同様に「文化財」を所持・保有・継承等の形態への目配りも必要ではないか。</p>	<p>本大綱は、文化財の保存・活用を図るための基本的な方針を示し、府と市町村が共通した方向性の取組を進めることを目指しています。</p> <p>今日ある多種多様な文化財が長い歴史の中で守り育てられてきたのは、文化財所有者をはじめとする多くの人たちの弛まぬ支援と努力によるものといえます。</p> <p>府内には、文化財の保存活用に関わっているさまざまな機関や団体があります。文化財所有者・管理団体に加え、地域ごとに活動している愛護会や郷土史会などの団体、伝統的な行祭事等を担う団体、文化財の維持管理、修理に関わる事業者、観光資源や地域活性化のために文化財を活用する団体など、さまざまです。</p> <p>今後の文化財の保存活用のためには、地域が一体となって文化財を守り伝える仕組みづくりが必要であり、そのためには、これまで個別に関わってきた方々の意見やその内容をしっかりと把握し、今後の方向性を示すことが重要と考えています。</p> <p>【第1章1、第4章1・2(2)】</p>
39	<p>第4章の内容について、策定の際に指針とすべき事項が抽象的な表現が多く、内容がつかみづらい為、具体例などを含めて頂きたいです。</p>	<p>第4章の「地域計画」策定の際に指針とすべき事項では、京都府と市町村がともに、目指すべき将来像を実現するために必要な4つの方針を示しています。4つの方針の具体的な取組については、第5章に示してありますので、一体のものとしてご理解ください。</p> <p>なお、本大綱の内容については、概要版を作成するなど、わかりやすい情報発信に努めます。</p> <p>【第4章2、第5章1～4】</p>

40	<p>大綱の意義・目的において、世界に誇る国際的歴史文化観光都市・京都に相応しい、メッセージの発信をしてはどうでしょうか。例えば、文化財の保存・活用に当たっては、すべての関係者が誇りをもって、総力で取り組むことが重要。国宝・重要文化財が非常に多い等々京都府の文化財の優れた特徴、強味等をしっかりと記述。施策は、短期・中期・長期等で区分し、優先順位を定めて、計画的・戦略的に、着実に実行していくことが重要など。</p> <p>京都府の文化財を外国人も含めて、多くの人々に知ってもらうことを目的に「バイリンガルの(和英併記)京都府文化財紹介パンフレット(冊子)」を作成してはどうでしょうか。また、大綱もバイリンガルで発信してはどうでしょうか。</p>	<p>京都府は南北に長く、広大な府域には多種多様な文化財が所在しています。また、府内の文化財が置かれている環境はさまざまで、それぞれ異なった課題が生じている状況です。これからの文化財は、より多くの地域の人たちが一体となって保護継承に取り組む必要があり、本大綱では、基本的な考え方を示すことがもっとも重要と考えています。</p> <p>なお、個々の文化財の多言語化による情報発信についても、保存活用の一環として捉えられるものであり、全体としての保存と活用の均衡を踏まえた上で、推進していくことが重要と考えています。</p> <p>【第4章1、2】</p>
41	<p>第5章4(3)「世界文化遺産への新規登録への取組」について、新規登録だけでなく、既登録の「古都京都の文化財」の拡充も加えるべきです。</p>	<p>世界文化遺産「古都京都の文化財—京都市・宇治市・大津市—」については、現在国・関連自治体と、構成資産の保全状況を確認しているところであり、既登録資産の拡充については、検討事項とはなっていないところです。</p> <p>【第5章4(3)】</p>
42	<p>第5章1(4)「文化財所有者・管理者への支援」、(5)「防災・防火・防犯対策、罰則規定の強化」について、個人所有者の高齢化や家族状況の変化に対応できるマネジメントを含めたソフトな支援体制が必要と考えます。ここには公共の信用力と民間やNPOの協力が欠かせないと思います。また、修理や防火対策等として行う事業で通常必要な工事(費用)以外は国及び自治体が負担すべきだと思います。</p>	<p>これからの文化財の保存と活用は、地域の中でその価値を明確にして、文化財が適切に公開され、より多くの人たちがその保存・活用に積極的に関われる環境づくりを進めることがもっとも大切と考えています。</p> <p>文化財所有者への具体的な支援の方策としては、地域の実態に応じた在り方を地域で考える必要があります。その意味では、市町村が策定する地域計画が重要になると考えます。</p> <p>府教育委員会では、文化財所有者・管理者への支援について、文化財の修理、維持管理、防火・防災・防犯対策に係る事業に関し、各種補助制度の情報を提供し、所有者の実態に応じた方法をともに考えていくこととしています。</p> <p>なお、所有者が行う修理や防火対策等の事業については、文化財保護法において、経費の一部を補助することができることと明記されており、文化財の補助事業についての考え方の基本となっております。</p> <p>【第5章1(4・5)、第6章2(1)】</p>